

第三次循環型社会形成推進基本計画の
進捗状況の第3回点検結果について

(Ⅲ 抜粋)

平成 29 年 5 月
中央環境審議会

目次

Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・今後の方向性	1
（1）資源生産性	1
（2）循環利用率	1
（3）最終処分量	2
（4）低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組	2
（5）多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	3
（6）ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	4
（7）適正な国際資源循環体制の構築	6
（8）万全な災害廃棄物処理体制の構築	7
（9）適正処理の更なる推進	8
（10）循環分野における技術開発、人材育成等	9

Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・今後の方向性

富山物質循環フレームワークで示された共通ビジョン（関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現する。）の達成のために、例えば平成62年（2050年）の我が国のビジョンを設定し、そこからバックキャストイングによって上記の取組を戦略的に進める必要があります。

（１）資源生産性

平成21年度迄は大規模公共工事の減少や産業構造の変化等により、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少したことから、資源生産性は上昇傾向にありました。しかし、近年横ばいに転じ、平成26年度には約37.8万円/トンとなっており、目標値（平成32年度で46万円/トン）の達成に向けた状況は厳しくなっています。

資源生産性が横ばいになっている背景は、近年、GDPが横ばいになっていることと、東日本大震災等の影響により天然資源等投入量が平成22年度以降に横ばいになっているためです。

その他の「土石系資源投入量を除いた資源生産性」と「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」と「産業分野別の資源生産性」は長期的に横ばいとなっており、以前から大規模公共工事の減少や産業構造の変化等に起因する非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少に資源生産性の向上が依存していたことがわかります。

上記を踏まえると、資源生産性を向上させるためには、建設工事におけるリデュースや再生資材の利用拡大をさらに進めるとともに、低炭素社会の推進の観点からも石炭などの化石燃料の消費量の削減を図るなど上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことにより、「土石系資源投入量を除いた資源生産性」や「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」や「産業分野別の資源生産性」を向上させていくことが望まれます。さらに、資源生産性の高い産業やシェアリングやリマニファクチュアリングなどの2Rに関する産業を育成することも重要と考えられます。

（２）循環利用率

循環利用率は、長期的には増加傾向にありましたが、近年、横ばいとなってきており、平成26年度には約15.8%となっています。これまでの長期的な循環利用率の増加は、大規模公共工事の減少や産業構造の変化等による国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少と、各種リサイクル法等による循環利用量の増加が主な要因として考えられます。近年の短期的動向としては、天然資源等投入量は微増していますが、引き続き循環利用量が増加しているため、循環利用率は横ばいとなっています。今後、更に循環利用率を増加させるためには再生資材の活用など上流側

の取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことが重要と考えられます。

また、事業者の努力を的確に計測する観点から設けられた、発生した廃棄物等のうち循環利用した割合を示す出口側の循環利用率は、平成 26 年度で約 45%となっており、目標（平成 32 年度で約 45%）を達成しています。ただし、今後の循環利用のポテンシャルとなるのは非金属鉱物系のものが多く、用途が建設資材等に限られていることから、再生資材の需要を生み出しながら廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれます。

また、「質」に着目した「隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率」は上昇しています。一方で、金属資源の違法な海外流出の問題も指摘されており、今後、隠れたフローの大きな金属も積極的に循環利用していくことが望まれます。

今後は他の環境負荷への影響等も適切に判断しながら未利用の廃棄物を積極的に循環利用し、循環利用の量だけでなく質の向上も行いながら、循環利用率を増加させていく必要があります。また、近年は特定有害廃棄物や廃棄物等を含む循環資源の輸出量が増加傾向にあり、国外での処理状況等を的確に把握した上で適正な国際資源循環を構築していく必要があります。

（３）最終処分量

最終処分量は、平成 26 年度で約 14.8 百万トンと長期的には減少傾向にあり、既に目標値（平成 32 年度で約 17 百万トン）を達成しています。これまでの最終処分量の減少は、廃棄物処理法や各種リサイクル法等による循環利用量の増加等により産業廃棄物を中心に大幅に最終処分量が減少したことによるものです。

一方で、産業廃棄物のリサイクルの大きな割合を占めるがれき類やばいじんは、今後リサイクルの行き場を失い最終処分されるおそれがあることから、今後も最終処分量の削減に向けて、リデュースや再生資材の利用拡大など上流側の取組を強化し、最終処分の段階だけではなく、ライフサイクル全体での取組を進めていく必要があります。

（４）低炭素社会、自然共生社会など持続可能な社会づくりとの統合的取組

廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量は長期的に減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。一方で、廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことにより廃棄物部門以外で削減された温室効果ガス排出量は、平成 26 年度で約 19.4 百万トン CO₂ と推計されており、平成 12 年度と比べた場合には、約 2.3 倍と着実に増加しています。

引き続き、適切な物質循環を十分に考慮しながら廃棄部門由来の温室効果ガス排出量の抑制に努めるとともに、廃棄物の原材料・原燃料への再資源化や廃棄物発電等の廃棄物部門以外との連携も更に積極的に進めることで、日本全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献していく必要があります。また、廃棄物以外の有価物を含めた循環資源全体での温室効果ガス削減効果も検討する必要があります。例えば、引き続き、低炭素なリサイクルの高度化、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製

造施設の整備、廃棄物収集運搬車の低燃費化、地域の低炭素化等を進める必要があります。

一方、国際的には、平成 27 年 9 月に、国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) (165 ページ参照) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、さらに、平成 28 年 5 月に、G7 富山環境大臣会合において、「富山物質循環フレームワーク」(176 ページ参照) が採択されました。

これらを踏まえ、SDGs における 17 の Goal のうち、資源効率の向上 (Target 8.4)、持続可能な生産と消費 (Goal12) など、その達成基盤として資源と環境に直接的に言及している 12 の Goal を平成 42 年度(2030 年)に達成できるよう、循環型社会形成の取組を戦略的に進める必要があります。例えば、SDGs の目標も踏まえ、食品ロス削減に向けた取組を加速化するため、食品ロス削減目標の設定や、福祉的な視点にも配慮したフードバンク活動への支援など、目に見える取組の強化が必要です。

また、循環型社会形成の取組を、経済・社会課題としても扱い、分野横断的・分野別政策に統合すべきです。具体的には、富山物質循環フレームワークに基づき、循環型社会と気候変動、異常気象、有害物質、災害廃棄物、自然環境保全、海洋ごみ、原材料へのアクセス、産業競争力その他の課題に関する政策を包括的に統合し、促進すべきです。例えば、バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の使用拡大について、温室効果ガス削減、海洋ごみ対策、リサイクルシステムへの影響など、多様な観点から評価しつつ、積極的な活用と必要な対応を図っていく必要があります。また、製品中の有用又は有害な物質に関して、情報の共有化を図り、資源循環の促進や有害物質の管理等の観点から統合的な対応を図っていく必要があります。

さらに、資源効率性については経済政策、産業政策の位置づけも大きく、産業界も重要なステークホルダーであることから、環境政策としても事業者の取組のフォローアップや支援を行う必要があります。

このような統合的な取組を進めるためには、関係省の連携を更に進める必要があります。

(5) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

現在、一般廃棄物のリサイクル率は約 20% で横ばいの状況であり、地域主導による循環型社会推進の取組についても、近年は取組が停滞しています。また、各種リサイクル法における法定目標を達成するためには、地域における積極的な取組が不可欠な状況です。

一方、今後、我が国において人口減少や地域の人口偏在・高齢化が進むことが予想される中、循環型社会の形成のみならず、地域住民の孤立や貧困等の問題を抱える地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指すことが重要です。特に急速な高齢化に伴い、分別やごみ出しを行うことが困難な高齢者が増えており、高齢者の見守りなど福祉政策と連携した戸別収集を行うなど、地域の実情にあわせて、きめ細かい対応を進め

る必要があります。

また、富山物質循環フレームワークにおいても、地域の多様な主体と協力したイニシアティブの重要性が共有されたところであり、今後、地域の多様な主体間の連携（産業・地域共生）に基づき、各地域の資源、物品、エネルギーの融通、活用を図り、新産業育成や雇用創出、地域活性化を推進することが必要です。

このため、富山物質循環フレームワークに基づき、循環型社会の形成が、雇用創出や経済成長、地域振興、地域経済の活性化に繋がるよう、地域における文化等の特性、人と人とのつながり、中小企業の果たす役割等に着目し、地域の各主体で連携して地域循環圏の取組を強化する必要があります。

地域循環圏の形成に係るシステム・計画の立案に当たっては、今後の人口減少や少子高齢化により地域の力が衰えていくことや地域循環圏を支えるまち・ひと・しごとが求められていくことを踏まえて、検討を進める必要があります。また、地域循環圏の概念整理や計画策定に加え、実態把握や金融手法の活用を含む実際の取組を強化していく必要があります。その際、地域の循環資源だけでなく、人口減少により過剰となるストック資源の評価・活用についても検討する必要があります。

さらに、地域循環圏については、物質循環の観点だけではなく、循環、低炭素、自然共生の統合的アプローチに基づき、バイオマスの利用や、森・里・川・海が生み出す生態系サービスの需給による自然的なつながりや、資金循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく「地域循環共生圏」構築の実現化に向けた施策を進めていく必要があります。

（6）ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

（1）、（2）で記載した通り、資源生産性及び循環利用率は、近年横ばいとなっており、今後はリデュースや再生資材の利用拡大など上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことや、資源生産性の高い産業やシェアリングやリマニファクチュアリングなどの2Rに関する産業を育成することが必要となっています。また、環境配慮設計については、循環基本法に位置づけられており、各種リサイクル法でも努力規定が設けられていますが、基本的には個別企業の取組に留まっています。

このため、廃棄段階のみならず、生産・消費段階を含む物質のライフサイクル全体を通じて循環型社会形成の取組を行政、事業者、消費者、NGO・NPO等の各主体が連携して強化することとし、その際には、拡大生産者責任や持続可能な調達、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスを適用する必要があります。特に、規制的措置に加え、透明性や説明責任を確保しつつ、事業者による自主的な行動や情動的措置等の適切な政策及び措置を最大限活用する必要があります。また、環境配慮設計については、各種リサイクル法の対象外の製品を含め、製品製造段階からの環境配慮設計の状況を把握した上で、環境配慮設計を進めるため、横断的な検討をする必要があります。さらに、消費者が循環資源の収集方法やその利用方法について容易に把握することができるような発信方法を検討し、発信を強化していくとともに、環境物品等の購入の更なる促進等を通じて、高度なりサイクルが社会

的に評価されるような仕組みを構築する必要があります。

3Rのうち、優先順位が高いものの取組が進んでいない2R（リデュース・リユース）については、引き続き、消費者や事業者の意識改革を進めるためにごみの有料化など経済的インセンティブを活用するとともに、今後、他の手法も含めたポリシーミックスを推進し、2Rが進む社会経済システムを整えていく必要があります。例えば、2R推進のために「3R行動の見える化ツール」の国民や企業による利用拡大、一層のリユース業界の優良化やリユースへの意識の向上によるリユースに係るビジネスの市場拡大、事業者が排出抑制や再利用に向かうインセンティブの検討などを進める必要があります。また、廃棄物の減量のためにも、既存住宅の改修による長寿命化など、良質な社会ストックを形成し、社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための技術を開発し、経済的インセンティブを与える制度を整えていく必要があります。さらに、SDGsの目標も踏まえ、食品ロス削減の取組を加速化するため、生産流通過程、外食産業、家庭など全体の流れの調査と併行して、食品ロス削減目標の設定など目に見える取組の強化が必要です。

リサイクルについては、プラスチックなど多種多様な製品に含まれている素材、食品、ベースメタルやレアメタル等の金属、土石・建設材料、温暖化対策等により新たに普及した製品や素材について、更なる取組を進める必要があります。

プラスチックなど、容器包装のみならず、家電や自動車、製品など多種多様な製品に含まれている素材については、どのような製品にどれだけ素材が含まれているか把握した上で、海洋中のマイクロプラスチックなどプラスチックが惹起する新たな問題にも留意しつつ、個別リサイクル法の世界に留まらず、循環資源全体でのリサイクルのあり方の検討、分別意識の向上や廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正な処分の確保を進める必要があります。さらに、容器包装や製品プラスチックのように日々大量に複数の購入ルートがある製品についてリサイクルを進めるために、製品の製造段階だけではなく、回収ルートの確立など物流段階での検討を進める必要があります。

食品については、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」に注目が集まっており、各所で食品ロスの削減の取組がなされています。また、食品リサイクル法の再生利用等実施率については食品製造業は目標を達成していますが、外食産業など下流側では目標を達成しておらず、食品リサイクルの取組を更に進める必要があります。さらに、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を踏まえ、転売等防止の対策の強化と食品リサイクルの取組とを同時に促進していくよう、排出者である食品関連事業者に求めていく必要があります。

ベースメタルやレアメタル等の金属については、小型家電リサイクル法に参加する市町村は着実に増加し、現在、70%の市町村が参加しています。一方で、小型家電回収の目標量（1年当たり14万トン）に対して、回収量は約6.7万トン（平成27年度）にとどまっており、市町村の規模や体制の違いを踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要です。また、小型家電リサイクルシステムの普及により、ベースメタル、レアメタル、その他の有害な金属元素の上流側での回収がどの程度進み、現在、下流側で行われているごみ

処理（各種中間処理）からの有用金属元素回収や残渣の再生利用・最終処分にどのような影響と効果をもたらされているか、あるいは将来の可能性があるのかについての分析を進める必要があります。さらに、平成32年（2020年）に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて小型家電等からリサイクルされた金属を使って入賞メダルを制作する国民参画型プロジェクトが進められており、このような国民のリサイクル参加を促す様々な取組を進める必要があります。

セメントや再生骨材などの土石・建設材料は、汚泥、がれき、鉱さい、ばいじんなど様々な産業廃棄物のリサイクル先となっています。しかしながら、今後、人口減少・少子高齢化によって、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性があります。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要があります。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要があります。一方、高度経済成長期に大量に整備された施設が更新需要を迎えており、建設廃棄物が増加するおそれもあり、対応を検討する必要があります。特に、廃石膏ボードなどリサイクルが滞っている建設廃棄物について検討が必要です。また、人口減少や少子高齢化等により、地域で空き家等の使われず放置された建築物が増加しています。これらの建築物を放置し続けた場合、将来、処理責任が不明確な建設廃棄物や災害時に自治体が処理せざるを得ない災害廃棄物となる可能性が高いことから、廃棄物対策という観点からも、対応を検討する必要があります。

温暖化対策を進めていくと、太陽光パネルや蓄電池、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）など、より高度な製品や素材の普及が進んでいくこととなるが、こうした低炭素製品が3Rを阻害せず、むしろ3Rの推進でこうした低炭素製品が普及するよう検討を進める必要があります。

（7）適正な国際資源循環体制の構築

循環資源の輸出量は、平成12年と比べ、古紙、鉄鋼くず、鉱さい・灰等、プラスチックくずが大きく増加し、全体で約4倍に大きく増加しています。一方、循環資源の輸入量は、平成17年以降増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。

また、家電リサイクル法対象品目の回収率は、52.2%（平成27年度）となっており、エアコンなどスクラップとして海外に流出したのも一定量あるとみられています。循環資源の不適正な海外流出を防止するため、地方環境事務所を中心に、税関と連携して、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。）・廃棄物処理法に基づく対策に取り組んでいます。しかし、使用済家電等が混入した金属スクラップ等について、現場における規制対象物か否かの判断が困難であり、取締りに限界があります。また、地方公共団体が条例で資源の持ち去り対策を行うケースや不用品回収業者対策に取り組んでいます。十分な指導や取締りが困難な状況にあります。このため、不法輸出入対策について、関係省庁による連携及びアジア太平洋地域の関係国・関係国際機

関との連携を一層進める必要があるとともに現場で客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断できる適切な基準を整備することにより、取締りの実効性を確保する必要があります。さらに、地方公共団体等による資源の持ち去り対策や不用品回収業者対策を一層強化するとともに、不用品回収業者対策に関しては、住民の利便性の向上や指導・取締りがしやすい仕組みづくりを進める必要があります。

一方、バーゼル法に基づく金属回収目的の二次資源（電子部品スクラップ等）の輸入について、国内に環境上適正な管理が可能なりサイクル施設があり、受入れ余力があるが、我が国での手続きに時間がかかるため、他国との二次資源の獲得競争に負けているとの事業者の声があります。このため、国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、手続きを簡素化するなどバーゼル法における規制の在り方等について必要な措置を講じる必要があります。

さらに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについては、生態系や人の健康への影響が懸念されており、G7 や TEMM 等の国際的な枠組みも活用しつつ、国内外においてリデュースの推進、調査研究の推進等に取り組む必要があります。

国際的な協力については、国際的なサプライチェーンや貿易・投資、ODA、ラベリング、データ改善や経済分析等において、G7 間を含む国際レベルでの協力を強化する必要があります。また、我が国として、富山物質循環フレームワークに基づき、ベストプラクティスや適用可能な最良技術（BAT）等の共有、温暖化対策と廃棄物対策のコベネフィット事業の支援、途上国における循環型社会形成政策の能力構築支援、激甚な自然災害を経験する国・地域への支援等を進める必要があります。

（8）万全な災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害でも円滑かつ適正に廃棄物の処理を行うことができるよう、廃棄物処理の広域連携体制の構築や災害に強い浄化槽の設置の推進等が進められています。一方、地方公共団体が災害廃棄物処理計画や仮置場の確保等を進めていますが、十分に組み込まれていない状況にあります。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震について、現在まで概ね適正かつ円滑に対応していますが、大規模災害による主要な廃棄物処理施設の被災や多数の住民避難等により、生活ごみやし尿の収集処理が遅れ、生活環境の悪化を招くおそれがあることが明らかとなりました。

このため、平時から災害時における生活ごみ、し尿、災害廃棄物の収集、処理を適正かつ迅速に実施するため全国単位・地域ブロック別単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化（初動時の迅速な情報共有、仮置場の確保、災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理施設の耐震化、広域連携体制の構築など）を進める必要があります。また、風水害等については、温暖化対策における適応策との統合を含めて検討する必要があります。さらに、引き続き、災害時のアスベスト・化学物質等への対応に向けた情報を共有し、統合的な取組を進める必要があります。

(9) 適正処理の更なる推進

不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成 10 年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られます。一方で、平成 27 年度でいまだに年間 143 件、総量 16.6 万トン（5,000 トン以上の大規模事案 3 件、計 14.7 万トン含む。）もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、後を絶たない状況にあります。このため、引き続き、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化や、関係法令等に精通した専門家の派遣により都道府県等へ助言等を行う支援等に取り組む必要があります。また、国と都道府県等が緊密に連携し、大規模事案を中心に新規判明事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進する必要があります。また、優良産廃処理業者の育成や適正な廃棄物処理に繋がる電子マニフェストの加入率の向上を図り、システム改善・普及を進めるとともに、優良産廃処理業者の更なる質の向上や業界全体の育成のために、規制合理化とセットでのインセンティブ施策を充実させていく必要があります。さらに、優良産廃処理業者の増加による不法投棄・不適正処理の減少の効果について把握する必要があります。

アスベスト、PCB、残留性有機汚染物質（POPs）、水銀、埋設農薬等について、適正な処理が進められています。

アスベストについては、引き続き適正に無害化処理を行うことが必要です。

POPs 廃棄物のうち高濃度 PCB 廃棄物については、平成 28 年の PCB 特別措置法の改正を受けて、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて確実かつ適正な処理の推進のための措置を講じ、政府一丸となって取り組んでいく必要があります。また、低濃度 PCB 廃棄物については、正確な全体像を把握するための方策及び低濃度 PCB 使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去のための方策について検討し、処理体制の充実・多様化を進める必要があります。

その他の POPs 廃棄物については、その処理の制度的な在り方について検討しており、検討結果に応じて必要な制度的措置を講じていく必要があります。

廃金属水銀については、長期管理を徹底するための調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係省の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深めるとともに、退蔵された水銀血圧計等の回収促進を図る必要があります。このほか、水銀汚染防止法に基づき水銀含有再生資源の管理が適切に行われるよう、必要な普及啓発を行うとともに、法の適切な運用を図る必要があります。

鉛蓄電池等の鉛を含む廃棄物等については、引き続き適正処理を推進していくとともに、国際的動向を注視していく必要があります。

周辺環境が汚染されないよう管理している埋設農薬については、引き続き適正な管理・処理を推進していく必要があります。

また、高齢化により在宅の医療廃棄物が増加しており、着実な適正処理への対応について検討が必要です。

さらに、リサイクル原料について、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法については、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、ライ

フサイクル全体を通じたリスク削減も念頭に検討する必要があります。

最終処分場の残余年数は、一般廃棄物は平成 26 年度で 20.1 年、産業廃棄物は平成 25 年度で 14.7 年と目標達成に向けて着実に推移していますが、一方で残余容量は減少しており、また、地域偏在が見られます。廃棄物処理施設や最終処分場は、循環型社会形成や大規模災害対応に必要な施設であり、長寿命化等のストックマネジメントも含め、今後一層、支援を行う必要があります。また、当該施設の整備等に当たっては、災害拠点としての施設整備の観点が重要であることから、これまでも増して計画段階から地域住民等の理解及び協力を得ながら推進すべきです。なお、廃棄物処理施設の整備を含む処理全体の体制構築に当たっては、将来の人口減少等の社会状況の変化を考慮する必要があります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）にいう事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理については、帰還困難区域を除き、概ね着実に進捗しています。一方で、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全に集中管理する中間貯蔵施設の整備等については、被災地域の復興の加速化に資するため、取組の強化を図ることが必要です。政府は事業の実施に当たり、引き続き地方公共団体等の関係者と連携しつつ、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能としていくために、更に努力を重ねる必要があります。また、指定廃棄物の処理については、政府と地方公共団体等が緊密に連携し、引き続き双方が対話しつつ、その取り扱いに関する方針に沿って着実に進める必要があります。

また、地方公共団体の浄水場又は終末処理場において保管されている放射能濃度の高い汚泥については、放射性物質汚染対処特措法や廃棄物処理法に基づく処理が着実に進むよう、引き続き取り組む必要があります。

（10）循環分野における技術開発、人材育成等

循環型社会の形成に向けて、より良いデータ及び分析に基づいた政策立案と評価を強化する必要があります。特に、富山物質循環フレームワークに基づき、各取組について、適切かつ科学に基づき、広く認知された国内指標を検討するとともに、他の国々が参考とできるよう、算定方法や指標、レビュー結果の共有を含む透明性のあるフォローアッププロセスを国内で構築する必要があります。また、循環分野においても、費用対効果や社会全体で負担する費用の低減という点に留意し、効率的に施策を講じていく必要があります。

ライフサイクル全体で資源循環の徹底を図るためには、製造段階で環境配慮を組み込むための設計、少ない資源投入での効率的な製造プロセス、再生品の利用先の拡大、製品の長寿命化に向けた耐久性向上、社会ストックを社会需要の変化に合わせて機能を変えながら長期に活用していくための維持管理、効率的な静脈物流の構築、天然資源と同等の競争力を持つ高品質な再生品を生み出す高度な選別・再生処理など様々な分野で高度な技術を開発・導入していく必要があります。また、近年、

リユースやシェアリングに関する新たなサービスが生まれており、資源循環の観点からも期待されています。これらの高度な技術や新たなサービスを実現し、普及させるため、近年、急激に発展している ICT 技術を積極的に活用していくことも求められています。

一方、少子高齢化の進展や都市への人口移動等により、資源循環に関する技術や知識を持つ人材の不足や偏在が生じつつあり、地域において資源循環を担う人材の育成を図ることが必要です。また、国や県、市町村、事業者等の各主体の役割と責任を社会の変化に応じて見直していく必要がある中、既存概念にとらわれず、新たな構想力と実行力をもつ各主体での人材育成が求められています。

循環型社会形成に向けた国民の意識・行動のアンケート調査や 2R の取組状況を見ると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。このため、個々人の高い問題意識が実際の 3R 行動に結びつくような情報発信の在り方や、3R 行動の取組を後押しする制度・社会システムの在り方について検討していく必要があります。特に、環境配慮型製品に関する情報を消費者（最終消費者）に提供するとともに、環境配慮型製品に関する消費者の認識を持続可能な消費行動に結びつけるための検討を行い、実践を促す必要があります。